

周防大島町農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の実施について

農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）に欠員が生じたことにもない、推進委員の推薦及び募集を下記のとおり実施します。

記

1 委員の募集人数、任期等

(1) 募集人数 1名

(2) 任期

農業委員会が委嘱する日～令和8年7月19日（農業委員の任期満了の日まで）

(3) 身分

周防大島町の特別職の非常勤職員

(4) 報酬

基本給 年額180,000円

能率給

予算の範囲内で町長が定める額

※ 能率給は、周防大島町の農地利用の最適化の成果に基づき支給を決定するもので、支給を保証するものではありません。

2 業務内容

- 毎月開催される農業委員会の総会における担当区域内の農地の権利移動、転用の許可等の意見具申、これらに関する現地調査
- 担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消ならびに新規参入の促進等に伴う現地調査および指導ならびに監視業務等
- 地域計画の策定に向けた意向把握、話し合いへの参加の呼びかけ・準備等
- 農家からの相談対応および農家への助言・指導
- 情報提供ならびに研修会等への参加

3 秘密保持義務

職務上知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らしてはなりません。

4 推薦を受ける者及び応募する者の資格条件

推進委員は、次に掲げる者であって、また、(2)条件事項の要件にいずれにも該当する者であること。なお、(3)欠格事項のいずれかに該当する者は、推進委員となることはできません。

(1) 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

(2) 条件事項

- 周防大島町（以下「町」という。）に住所を有する者。ただし、業務の遂行に支障がなく、特別の事情があればこの限りでない。
- 町が設置する他の附属機関等の委員で兼務が禁止されていない者
- 町の常勤の職員でない者
- タブレット端末を取り扱うことに支障がない者

(3) 欠格条項

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 推薦および募集を行う地区

地区名 (担当地区)	地区の詳細	人数
屋代地区	棟畑、屋代中村、奥村、石原、檜原、自光寺、神領、中、原、田中、銅、徳神、吉井、郷の坪、吉兼	1

6 推薦及び募集を行う期間

令和6年4月30日（火） から 令和6年5月31日（金）まで

7 推薦及び募集に係る手続き

(1) 推薦による手続き

- ① 農業者からの推薦にあたっては、農業者3名以上が連名により、文書をもって推薦する。
- ② 農業者が組織する団体等からの推薦にあたっては、当該団体等の代表者が、文書をもって推薦する。
- ③ 推薦する文書には、次の事項を記載してください。
 - 推薦する者の住所、氏名、職業、年齢および性別
 - 推薦をする者が法人または団体である場合は、その名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の人数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
 - 推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴および農業経営の状況
 - 推薦の理由
- ④ 推薦をする者及び団体等は、各委員にかかる上記の必要事項を記載したうえで、周防大島町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者推薦書（様式1号）により、周防大島町農業委員会宛に提出してください。

(2) 応募による手続き

① 一般募集に応募する者は、次の事項を記載してください。

- 応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴および農業経営の状況
- 応募する地区
- 応募の理由

② 応募をする者は、推進委員にかかる上記の必要事項を記載したうえで、周防大島町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（様式2号）により、周防大島町農業委員会宛に提出してください。

8 推薦及び募集に係る書類の提出

推薦をする者および団体等ならびに一般募集に応募する者は、「7 推薦及び募集に係る手続き」による必要事項を記載したうえで、指定した文書に係る書類を添えて、周防大島町農業委員会事務局に提出してください。

(1) 提出方法

郵送または持参により提出してください。

- 持参される場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、令和6年4月30日（火）から令和6年5月31日（金）の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。
- 郵送で提出する場合は、推薦及び募集期限までに周防大島町農業委員会事務局必着とします。封筒の表に「農地利用最適化推進委員公募」と朱書きし、書留等の確実な方法により送付してください。なお書留等によらない郵便での不着には対応できません。

(2) 提出先

周防大島町役場 産業建設環境部 農林水産課内
周防大島町農業委員会事務局

9 推薦及び募集状況の公表

推薦及び応募の状況および結果について、町ホームページ等で、提出のあった推薦および応募に係る書類をもとに次のとおり公表します。

(1) 公表する事項

- 推薦をする者の住所以外の規定された事項
- 推薦を受けた者および応募した者の住所以外の規定された事項
- 推薦を受けた者の数および応募した者の数のうち認定農業者等の数

(2) 公表する時期

- 推薦及び募集の期間の中間
- 推薦及び募集の期間の終了後

10 選考方法

農業委員会総会において、選考する。

結果については、農業委員による総会での決定によることから、6月中旬以降に町ホームページ等で公表します。

11 その他の注意事項

- (1) 提出された書類は理由の如何にかかわらず返却いたしません。
- (2) 推薦書および応募申込書の提出は、農地利用最適化推進委員の候補者となるためのもので、推進委員となることが決定されたものではありません。
- (3) 推薦および応募等に関する経費は、関係当事者の自己負担になります。
- (4) 推薦および応募に係る様式は、町ホームページからダウンロードするか、町農業委員会事務局で入手できます。

11 問い合わせ

周防大島町役場 産業建設環境部 農林水産課内

周防大島町農業委員会事務局

〒742-2301 大島郡周防大島町大字久賀 5134 久賀庁舎内

電話：0820-79-1002 FAX：0820-79-1021